

【事業者向け】北九州市医療的ケア児在宅レスパイト事業 Q&A (その1)

問1 市内の訪問看護ステーションですが、市外の児童の在宅レスパイトを申請してもいいですか。

答1 医療的ケア児の要件としては、

- (1) 北九州市内に住所を有すること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行う者（以下「保護者等」という。）による介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
- (5) 訪問看護（健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

となっており、市外の児童の在宅レスパイトの申請はできません。

なお、市外の訪問看護ステーションを利用している場合、市内に住所があれば、対象となります。

問2 現在、訪問看護を利用していない医療的ケア児から、在宅レスパイトの希望がありました。申請してもいいですか。

答2 医療的ケア児レスパイト事業は、訪問看護ステーションを利用する場合に、看護師が訪問して行う看護に係る費用を助成する制度となっています。

そのため、在宅レスパイトの利用にあわせて、実際に健康保険法上の訪問看護を提供されているのであれば、申請することは可能です。

問3 旅行や宿泊を伴う修学旅行などでの在宅レスパイトの利用を希望されていますが、受けなければならないのでしょうか。

答3 訪問看護ステーションとして、宿泊を伴うような訪問看護の提供が可能であると判断された場合は、自宅以外の場所であっても、費用は助成できます。

しかしながら、宿泊は長時間にわたる訪問看護の提供となるため、人員の確保等が難しければ、レスパイトの利用を断っていただいても構いません。

なお、その場合であっても、費用の上限額を超えて助成することはできません。

また、学校の行事における訪問看護の提供については、通学されている学校に訪問看護の提供の可否について、事前の確認が必要です。

さらに、実費（交通費、宿泊代、食事代等）負担があることを、利用者に説明して下さい。

問4 申請にあたっては、訪問看護ステーション経由ではなく、利用者から直接市に申請することはできないのでしょうか。

答4 この事業は「福岡県医療的ケア児在宅レスパイト事業費補助金交付要綱」に基づいて実施しております。助成金の給付対象者は利用者ではなく、訪問看護ステーションとなっており、市から直接訪問看護ステーションに支払うこととなっておりますので、ご理解とご協力をお願いします

問5 助成金交付申請書兼実績報告書の提出期限が毎月10日と定められていますが、遅れた場合は、どのようになりますか。

答5 期限までに請求がない場合は、福岡県からの補助金が受けられないこととなるため、必ず期限を守って請求してください。

なお、3月請求分については、補助金申請にかかる締め切りがあるため、例月よりも早い段階での請求が必要となります。

問6 レスパイト事業にかかる利用申請は、いつしても大丈夫でしょうか。

答6 事業開始当初は、補助金申請のため、期限を区切って、申請を受け付けることとしますが、随時の申請は可能です。